

自転車を利用される皆さんへ

2026年4月1日から 自転車の「青切符」が導入!

青切符(交通反則通告制度)とは、一定の交通違反をした場合、反則金を納めれば刑事手続きに移行せず、事件が終結される(いわゆる「前科」もつかない)という制度です。一方、飲酒運転や妨害運転等はこれまでと同様に赤切符が適用(刑事手続きに移行)されます。

悪質・危険な違反が青切符の対象です!(一例)

携帯電話使用等(保持) 12,000円	道路踏切立入り 7,000円	自転車制動装置不良 ブレーキなし 5,000円
信号無視(赤色等) 6,000円	指定場所一時不停止等 5,000円	横断歩行者等妨害等 6,000円

埼玉県警察
公式ホームページ

詳しくはこちら!
青切符の導入について



しっかり学ぼう!
交通安全
& ラーニング



埼玉県警察/一般財団法人埼玉県交通教育協会

通行区分違反(右側通行等)



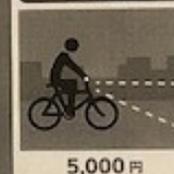
※1 自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは「普通自転車」は歩道を通行することができます。

- 道路標識や道路標示で歩道を通行することができるものとされているとき
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- 車道又は交通の状況に照らして通行の安全を確保するために歩道通行がやむを得ないと認められるとき

ただし、歩道は歩行者が優先です!



無灯火



軽車両乗車制限違反(二人乗り等)



並進禁止違反



公安委員会遵守事項違反



※2 安全な運転に必要な交通に因する音又は声が聞こえる場合を除きます。

※3 自転車を運転するときは、自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません。



青切符の導入により、検挙後の手続きは大きく変わります。しかし、自転車の基本的な交通ルールや交通違反の指導取締りについての考え方は変わりません。

命を守るため「ヘルメット」を着用し自転車を安全に利用しましょう。